

瑞穂市の自治会の概況

令和5年4月

瑞穂市役所 市民協働安全課

【自治会の数】

令和5年4月1日現在 95自治会 （前年比△2自治会）
（今回、54人の自治会長が替わられました。）

【自治会の規模】

4世帯の自治会から564世帯の自治会まであります。平均は、161.6世帯です。

世帯数	数	割 合
50世帯未満	11	11.6
50～99	18	19.0
100～199	42	44.2
200～299	13	13.7
300～399	5	5.2
400～499	4	4.2
500～564	2	2.1
合 計	95	100.0

【自治会加入率】

令和5年4月現在 自治会加入世帯 15,358世帯
3月末現在 世帯数 22,936世帯（外国人含む）
 加入率 66.9%

加 入 促 進

（戸建住宅編）

- ① 加入前から広報紙を配布しましょう。
- ② 自治会規約や事業計画書、予算書など自治会事業のパンフレットなどを配布しましょう。
- ③ 自治会の行事などに参加してもらいましょう。

（アパート、マンション編）

- ① オーナーや管理人の協力を得ましょう。
- ② 先ずは、広報を配布していただき、自治会の行事の案内を出すなど自治会に加入していただけるよう呼びかけましょう。
- ③ 会費など一部減額する、参加費制度を導入するなど、工夫できないでしょうか。総会の議決が必要です。

- ④ いつ災害に見舞われるか分かりません。防災や防犯活動、見守り活動、地域の環境美化、コミュニティ活動など、自治会が果たす役割は益々増大します。顔が見える、温かい住みよいまちづくりが、活力あるまちづくりにつながります。積極的に自治会への加入の環境を整え、加入促進に努めましょう。

「自治会 加入促進マニュアル」を参考にしてください。

【自治会の高齢化率】

令和5年3月31日現在の瑞穂市の高齢化率は、21.6%です。

これを自治会ごとにみると、

高齢化率	数	割合
5%未満	3	3.2
5%～10%未満	1	1.1
10%～15%未満	9	9.5
15%～20%未満	21	22.1
20%～25%未満	18	19.0
25%～30%未満	16	16.8
30%～35%未満	10	10.5
35%～40%未満	9	9.4
40%～45%未満	4	4.2
45%以上	4	4.2
合計	95	100.0

(参考)

瑞穂市は、田畑が造成され、優良な宅地が多く供給されてきています。そうした所へは、若い世帯の方が多く転入されています。よって自治会の中でも、地域、校区の中でも、若い人が多い所、高齢者が多い所など差があると思います。

現在は、県下で最も若いまちですが、20年後、30年後には、高齢化率も高くなると予想されます。生活基盤整備、住環境、コミュニティ環境を整えることで、バランスのとれた住みよいまちを創り上げることができます。

【予算書、決算書など】

市では、自治会へ自治会活動振興交付金、防災資機材補助など、市の補助金を交付していることや、自治会では、会員から会費を集められています。

よって、自治会では、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書が総会で決議されていると思います。

これらの提出を市へお願いしています。新規加入者の方に規約や事業計画書、予算書など配布し、自治会に加入してもらいましょう。

【自治会の会費】

自治会の決算書を見る限り、会費は月100円から月1,500円で、月500円、1,000円の自治会が多いです。

各種募金など総会などで議決され、会費として含めておられる所、そうでない所があります。

【自治会公民館の有無】

自治会の集まる場として、自治会公民館を有している自治会は、80自治会です。複数の自治会で管理・利用をしている公民館は7ヶ所（うち市有財産1ヶ所、5自治会）です。

自治会公民館を有していない自治会では、近くの公共施設（市有財産）を利用され、自治会の活動を行っています。又、お寺等を借用しておられる自治会もあります。

【自治会の法人化】

地縁による団体（自治会）が法人格を得ることにより、不動産等を保有し登記ができるようになります。

15自治会が地縁団体として市に届出があります。

【自治会の会議】

自治会の役員会、班長又は組長会議などを毎月1回以上実施されているところもあれば、総会のみ自治会もあるようです。又、班長や組長以外に各種団体役員が参加されている自治会もあります。班長等だけでなく、各種団体の役員とも連携の取れる会議を行いましょう。

【自主防災組織率】

各自治会で自主防災組織の結成をお願いしています。令和5年4月1日現在では、76自治会で結成されています。（組織率80.0%）

(参考)

自主防災組織マニュアルに沿って組織化されても、完全な組織ではありません。地道な訓練を重ね、要援護者の把握、要援護者の避難誘導等まで取り組める体制をつくり上げましょう。

【自主防災訓練実施状況】

令和4年度中に自主防災訓練を計画し、補助金を申請された自主防災組織は94です。

訓練の内容として、あれもこれもとすべてを実施するのは大変です。計画的に、継続的に実施する工夫をしてみましょう。

校区での防災訓練は、避難所の運営や単位自主防災組織ではできない訓練を行いましょう。

【校区自治会連合会について】

各校区で、自治会長をはじめ、各種団体のみなさんが役員となり、校区のまとまりができています。

令和5年4月1日現在で、生津校区、本田校区、穂積校区、牛牧校区、西校区で校区自治会連合会等の組織ができています。

それぞれの連合会では、大規模な災害への対応やこれからの地域の様々な課題（福祉等）についての取り組みを話し合い、市民主体のまちづくりが進められます。

自治会

加入促進マニュアル

地域みんなで助け合い安全で安心な
住みよいまちを創ります。



令和5年4月

岐阜県瑞穂市自治会連合会・瑞穂市

1. 自治会の必要性を再認識しよう

自治会とは・・・

自治会は、コミュニティ活動の基本的な組織です。

コミュニティ活動については、「瑞穂市まちづくり基本条例」に次のように謳われています。

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

つまり自治会は、「まちづくり基本条例」の目的とする、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進するための組織であり、同時に、市民が主権者として、まちづくりに参画するための組織です。

そして、第5条には、市民の権利と責任として、

「まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。」とあります。

市民の地域における活動の役割は、自治会に対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、問題を共有し、解決に向けて行動することです。

日常生活の中で、「おたがいさま」という気持ちと人と人との絆や信頼関係を築くコミュニティの単位が自治会なのです。

自治会の役割

自治会の活動は、地域の絆を深め、地域を安全・安心で住みよいまちにしていけるために、地域の住民が自分たちが中心となり行う活動のことです。

自治会はこのような役割を担っています。

- ① 自治機能
地域住民のニーズを汲み上げ、暮らしやすい地域社会を実現するために、地域課題を住民自身によって解決するための一番身近な基本的な地域のまとまりです。
- ② 親睦機能
お祭りや敬老会など、行事の開催や地域団体（子ども会や老人クラブなど）の育成に努め、地域住民同士の交流と親睦を深めます。
- ③ 安全・安心機能
災害に備えて自主防災組織を結成し、自主防災訓練を実施します。また、防犯活動、交通安全運動、迷惑駐車対策などに取り組み、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- ④ 生活環境保全機能
ゴミの分別収集やゴミ集積所の管理、地域の清掃など環境美化運動を行います。
- ⑤ 相互扶助機能
子どもから高齢の方まで、地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域みんなで見守り、支え合う関係づくりに努めています。
また、社会福祉協議会の「地域福祉事業」や「共同募金」「日本赤十字社社資」等に協力するなど、福祉活動を行います。
- ⑥ 情報伝達機能
市の発行する「広報みずほ」の配布、回覧板によるお知らせをします。
- ⑦ 生涯学習機能
趣味・健康などに関わる様々な学習機会を設ける活動をします。
- ⑧ 伝統・文化伝承機能
地域固有の伝統・文化を保護伝承する活動をします。

自治会加入のメリット

1. つながりが増える

地域の行事には、子どもから高齢者まで、幅広い世代の方が参加されます。地域の中で、世代を越えたつながりをつくることができます。活動を通して、絆を深められることから、「いざ」という時に支え合える関係につながっていきます。

2. さまざまな情報がわかる

回覧板や広報みずほなどから行事やイベント情報、暮らしに関わる重要な情報を定期的に入手できます。また、つながった地域の方から、地域のとおきのおきの情報も聞くことができます。

3. より安全・安心な環境づくりが進む

自治会等では、自主防災組織を結成し、防災訓練を行ったり、子どもたちの登下校を見守るパトロールなどが行われています。核家族化、少子高齢化が進み、人と人のつながりが希薄化していく状況の中で、防災・福祉の活動は、安全・安心な地域をつくるのにとても重要なことです。

4. 地域課題を解決できる

地域の困り事があれば、自治会で話し合っ、解決策のアイデアを出し合ったり、それでも解決の難しいことは、行政に相談することもできます。地域全体の課題とすることで、スムーズに対応できます。

災害時こそ自治会が大事です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの災害時において、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。大震災になればなるほど、救急車や消防車は、すぐには動けません。より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要です。災害発生時は、24時間以内の救出の生存率が高くなるのです。

自治会加入低下が及ぼす影響

自治会の活動は、「地域で人と人とのつながりをつくる」という大切な役割を果たしています。

誰もが安心して暮らせるぬくもりのある地域にするためには、全世帯が加入し、みんなで協力し合うことが望まれます。

◆自治会加入率が低下するとこんな状態に・・・

親睦・交流	行事などの運営が難しくなり、交流の機会が減少。人のつながりも希薄化します。
防犯・防災	地域を見守る目が減少し、空き巣被害などが増加します。災害時の安否確認・情報の伝達も難しくなります。
福祉	子どもや高齢者の顔の分かる関係がなく、見守り体制が不十分となります。助け合い意識も希薄化します。
環境	ゴミステーションの管理不足。美化活動の減少で、不衛生な環境になってしまいます。
文化	行事の衰退により地域の活力や魅力の低下が起こります。

2. 自治会の必要性を伝えて、自治会に加入してもらおう

自治会加入の呼びかけ

自治会長さんを中心に、班長など、自治会内の最小単位で分担して、「新しくおうちを建てられた」など、転入者の把握と加入促進に努めていただきますようお願いします。

- 加入促進の心構え

加入促進活動について、自治会全体で共通理解を持つ事が大切です。

- 自治会の意義やメリットを伝える

自治会の役割を再認識して、その必要性を知らせることが、自治会加入促進の第一歩です。まずは、自治会等の活動内容や加入のメリットを伝えながら、つながりをつくっていきましょう。

- 日ごろのつながりを大切にする

声かけやあいさつなど、住民同士の日ごろのつながりが大切です。

- 地域の特徴を踏まえて活動する

戸建て住宅、集合住宅、またそれらが混合している場所など、地域の状況はさまざまです。それぞれの区域にどのような活動が効果的か、特徴を踏まえて取り組みましょう。

- 自治活動の見える化

未加入の世帯にも、自治会活動の内容を知らせることは、自治会活動を理解してもらう上で、大変重要です。そのために、イベントの案内や、写真等を多用した分かりやすい会報などを積極的に配布し、自治会活動が見える形で知らせるようにしましょう。

●高齢者世帯の加入も大切

高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯は体力面等の問題により自治会活動への参加が難しく、「加入できない」と言われる場合も少なくありません。このような人たちも、自治会でフォローし、加入してもらうことが大切です。

●小さな子どもさんの世帯の加入も大切

子どもさんが小学校へ入るのを機会に自治会加入を検討される方もみえますが、核家族世帯では、孤立した子育てに悩んでいる家庭も多いです。地域での日常の小さなつながりから、安心して子育てのできる環境づくりも始まります。まずは、自治会の行事などに誘ってみてください。

【市からも自治会加入のご案内をしています】

転入や転居の際には、市民課や市民窓口課で、自治会加入をお願いし、自治会長さんの連絡先等をお伝えし関係資料をお渡ししています。

呼びかけ時用意するもの

自治会総会資料（規約、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書もしくは預かり書等、自治会略図など）

自治会長、班長、隣人の方など2～3名で出かけましょう。



役員のなりすまし会費詐欺事案が発生しています。

入会金や自治会費についての説明が十分でなく、不審に思われ心配になり、市役所に相談される事案があります。自治会内では常識でも、他の地域から転入された方には通じません。特にお金の関係では、トラブルになるケースもありますので、規約等に基づいた十分な説明をお願いします。

自治会加入しやすい環境を整えます。

- ② 加入勧誘前から広報紙を配布します。
- ② 子どもさんがいる場合、児童生徒の見守りや子どもたちと顔なじみになり信頼関係を築きます。
- ③ 自治会や校区の行事やイベントに積極的に参加してもらいます。

アパート・マンション居住者の加入に向けて

- ① アパートオーナーの協力を得ます。
 - ・アパートが地域にあることから、アパートオーナー自身にも会員になってもらうのも一つです。会費は、居住者数に応じた金額や年間の定額とする場合があります。
 - ・アパートの管理人や班長さんを決めてもらい、自治会に入ってもらいます。
- ② 住宅管理業者の協力を得ます。
 - ・入居時に、自治会加入の説明を依頼する。
- ③ 会費の特例について考えます。最初から会費でなく、参加費という考え方もあります。
 - ・規約や内規に明記する必要があると思います。
 - 規約の変更には議決が必要になると考えます。

自治会加入の呼びかけ（問答集）

① 自治会に入らないといけないのですか。

自治会の加入は、強制はできません。しかし、自治会のみなさんの支え合いで、防災、防犯、ごみステーションの管理等、生活に密着した地域の課題に対応しているのが自治会です。少子高齢化が進み、個人では解決が難しい問題が起こる場合も想定されますし、災害時など非常事態を考えれば、ますます地域での助け合いが必要です。是非、加入していただくことをお勧めします。

② 自治会の地域は、どのように決められていますか。

大字・小字、町丁地区別、地区の特殊性、大きな道路などを境にするなど、区域の広さ、加入戸数など様々です。

③ そもそも自治会って何ですか。

たまたま同じ地域に住むことになった方が、お互いの親睦を図りながら、防災、防犯、環境美化活動、ゴミ集積所の管理など様々な活動を実施することで、自分達の地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意団体です。

④ 自治会と市役所の関係はどうなっていますか。

自治会は、地域住民の方が自主的に結成し、運営している団体です。地域住民の生活の向上のために、互い支え合い、つながりを深め、コミュニティの推進を図ります。これは「地域力」として、災害時などのいざという時に土台となります。

1つ1つの自治会が地域力を高めることが、明るく住みよいまち「瑞穂市」に繋がります。市役所は、自治会等のコミュニティ推進のための活動に対してサポートする立場です。

⑤ 税金を払っているのだから、市役所がやってもいいのではないか。

住民ニーズが多様化し、家庭や地域での新たな課題も多くなってきたことで、行政だけでは対応が難しくなっています。

また、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大災害が起これば、行政の手が行き届かないことは目に見えています。

地域の住民が、我が事として地域課題に関わることこそ、きめ細かなまちづくりができ、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくることのできる「地域共生社会」をつくることができると考えています。

⑥ 個人情報安全に管理されているのか

皆さんからいただいた個人情報は、自治会で定めたルールに基づき、取得した目的のみに利用し、自治会長と役員でしっかりと管理します。

自治会で、個人情報の取り扱いについて「個人情報取扱方法」（自治会個人情報保護マニュアル参照）として文書化しておくことも必要です。

⑦ 自治会費は、どのように使われますか。

自治会費は、1ヶ月（1年）〇〇〇円です。各年総会で事業の承認を得て使用しています。今年度の自治会の事業計画と予算及び事業報告と決算書を参考にしてください。清掃活動、美化活動、防災・防犯活動やお祭り、スポーツ大会などイベントの開催並びに各種団体への補助も出しています。

⑧ 自治会費を払いたくても払えない場合、自治会に入れないのですか。

A1 一度、役員会にかけて、後日回答します。

A2 減額等決まっている場合は、それを説明します。

（参考）収入が非常に少ないかたもみえます。会費は、最低限にし、参加費や寄付金で賄うことも検討してみてください。

⑨ 自治会費以外に収入はあるのですか。

市からの自治会活動振興交付金、事務取扱交付金、自主防災組織活動補助金などのほか、公民館貸し出し使用料やイベントの際の収入などがあります。

⑩ 自治会に加入していませんが、行事に参加することは出来ますか。

是非参加してください。行事に参加し、隣近所との交流を広げていただくことで、加入を検討していただきたいと思います。

⑪ 自治会活動でケガをした場合はどうなりますか。

自治会活動中のケガで、要件を満たせば、「瑞穂市自治会連合会傷害給付事業」により、見舞金などが給付されます。

⑫ 長く住まないのに、自治会に加入する必要はないですか。

自治会では、ゴミの集積所の管理や清掃活動など、自治会活動は、目に見えないところで皆さんの役にたっています。

短期間かもしれませんが、瑞穂市に住んでおられるので、是非、自治会への加入をお勧めします。

(参考) 会費については、自治会の規約や会則または内規などで決められていると思います。年額なのか、月額なのか、一部減額規定などがあるのか、会費について説明しましょう。

⑬ 帰りが遅く、留守しがちなので、役員にはなれませんが・・・

A1 恐縮ですが、皆さんお忙しいので役員は1年ごとの持ち回りにしています。

A2 休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

A3 いずれ役員が回ってくるかも知れませんが、今のところは、お世話していただく方がたくさんみえます。会費を納入していただき、協力さえしていただければ結構ですので、自治会へ加入してください。

⑭ 住民票を前のまちから移してないのですが、加入できますか。

この地域に住んでおられる方なら大丈夫です。

(参考) 自治会の規約などの取り決めに従います。改正が必要な場合は改正しましょう。

年 月 日

新規転入された皆さんへ

〇〇自治会
会長 ○ ○ ○ ○

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、〇〇〇自治会にご転入されましたことに対し、〇〇〇自治会を代表しまして心から歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会は、現在、〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住み良い地域づくりにみんなで行っています。

つきましては、一日も早く地域になじんでいただき、隣近所との友好の輪を広げていただきたく、〇〇自治会の規約、今年度の事業計画書、予算書をお届けします。

なお、自治会費（年もしくは月〇〇円）は、転入の翌年・翌月からいただくことになっていますので、念のため申し添えます。

記

- 1、あなたの所属する班は、 班です。
- 2、班長さんは、現在 さん（Tel ー ）です。
- 3、自治会の役員名簿 別紙のとおり

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して自治会役員にお申出ください。

自治会

個人情報保護マニュアル

会員の情報を適切に管理します。



令和5年4月

岐阜県瑞穂市自治会連合会・瑞穂市

個人情報保護法と自治会

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行されました。

当初、この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者でしたので、瑞穂市内の自治会では、対象となる自治会はありませんでした。

その後法律の改正があり、平成29年5月30日以降は、自治会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

地域のつながりは、災害時の支え合いなど安心して暮らせる地域社会の実現につながります。お互いの顔や名前を知り合い、地域で活動を行いながら、信頼関係が育ちます。

個人情報は、適正な管理・運営が絶対条件ですが、自治会活動やいざという時のため、とても重要な情報ですのでルールを守り、有効に活用してください。

自治会の名簿を例に考えてみましょう。

① 名簿を作成する目的を決めます。

自治会の運営管理のため、緊急時の安否確認のため、災害時の支援活動のためなど、さまざまな目的が考えられますが、個人情報を取得するときには、その目的を明らかにする必要があります。

② 内容（誰の、どんな個人情報が必要か）の検討をします。

目的にそって、どのような個人情報が必要かをできるだけ具体的に検討し、明らかにする必要があります。目的に不要な個人情報は収集せず、適切な範囲の情報を収集することが大切です。

③ 名簿の管理・運営方法をルール化し、会員に通知します。

名簿を作成する目的のほか、管理・運営方法に関して、会員の皆様と相談して、あらかじめ「個人情報取扱方法」を決めておくことが望ましいです。

◆個人情報取扱方法で決めておくとい事項

- 個人情報を管理する人
- 個人情報を取り扱う人（個人情報を閲覧・利用できる人）
- 個人情報の利用目的
- 個人情報の管理方法
- 個人情報の訂正や開示

※「個人情報取扱方法（参考例）」参照

定めた「個人情報取扱方法」は総会などで会員に説明するなど、
会員全員に周知しましょう。

個人情報を収集するとき

利用目的を通知し、本人の同意を得る。

あらかじめ決めておいた利用目的や管理方法などを説明し、同意が得られる方から情報を提供してもらいましょう。

◆実際に収集する際のポイント

- 取得の際、個人情報の利用目的・利用内容を相手に伝えましょう。実際に個人情報を記入いただく用紙（加入申込書や名簿作成の依頼文など）に利用目的・利用内容を明記しておくことも大切です。
- 取得の際、提出用の「封筒」を用意して、他の人に見られずに提出できるようにするなど、取得の仕方にも配慮しましょう。

◆本人の同意が得られない場合は・・・

近年、個人情報に対する意識の高まりから、個人情報の提供に同意が得られない場合もありますが、自治会で個人情報を把握することは、

- ①近隣の方同士が連絡を取れるようにしておくことで、火災発生時や行方不明者の捜索に役立つ可能性があること
- ②収集した個人情報は「個人情報取扱方法」に基づき適正に管理するため、安心して情報を提供いただきたいこと

を説明することが大切です。

ただし、こうした趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合は、仕方ありません。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの対応をしましょう。

個人情報の管理

例えば次のような対策により、個人情報を保護する必要があります。

◆具体的な管理方法の例

- 紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
- パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウイルス対策ソフトを入れる。
- 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。

個人情報を利用するとき

個人情報は、情報を収集した際に伝えた利用目的の範囲内で活用しましょう。決めた目的以外のことには使えません。例えば、自治会から会員への連絡のために取得した個人情報を、地域サークルの勧誘のために利用することはできません。

個人情報を取得したときに示した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

※平成 29 年 5 月 29 日までに取得した情報は、改めて同意を得る必要はありません。

第三者へ個人情報を提供するとき

収集の際に伝えた利用目的を超えて、個人情報を第三者に提供する場合などは、原則として改めて本人から同意を得る必要があります。

自治会において目的を超えて利用する例として、他の地域団体など、本人以外の者（第三者）への個人情報の提供が考えられます。このような場合、本人の同意が必要なほか、提供したことを記録して3年間保存することが必要です。

※「個人情報第三者提供記録簿（例）」参照

◆ポイント

第三者から、電話等で個人情報の提供依頼があったときは即答せず、あらかじめ本人に伝えて同意を得た範囲内の利用であるかどうか確認し、(同意を得た範囲を超える場合は、本人同意を得たうえで)提供するようにしましょう。

第三者から個人情報の提供を受けるとき

原則として提供を受けたことを記録して3年間保存することが必要です。

※「第三者からの個人情報受領記録簿(例)」参照

本人から個人情報の訂正等の請求、苦情があったとき

本人から個人情報の訂正や、開示の請求があったときは応じなければなりません。

ただし、本人または第三者の生命、身体財産その他の権利利益を害する恐れがある場合などの例外にあたる場合、全部または一部を開示しないことができます。

◆注意事項

- 開示を請求された場合、請求した本人以外の第三者の個人情報が含まれる場合は、その部分については開示できないので注意が必要です。
- 電話等で個人情報の開示について請求を求められた場合は即答せず、直接会って請求者が本人であることを確認してから、開示する必要があります。

個人情報を廃棄するとき

本人からの申出等により、個人情報を削除する必要が出た場合は、速やかに削除しましょう。また復元不可能な状態にすることにも留意しましょう。

例外の取扱いについて

災害発生時など限られたケースにおいては、個人情報を例外的に扱うことができる場合があります。

下記に該当する場合に、適用となるものですので、日ごろの運営については原則のとおり取り扱っていただきますようお願いします。

①法令に基づく場合

（例：捜査に必要な取り調べや捜査関係事項照会への対応）

②人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難な時

（例：大規模災害や事故等の緊急時に負傷者情報を家族に提供する場合）

（例：急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合）

③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な時

（例：児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合）

④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

（例：一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合）

※その他にも例外があります。

詳細は個人情報保護法相談ダイヤルまでお問い合わせください。

電話番号 03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

上記に該当する場合には、

①個人情報（要配慮個人情報含む）の取得にかかる本人同意

②目的外利用（第三者への提供）にかかる本人同意

③第三者へ提供した際の記録

④第三者から提供を受けた際の記録

を行わなくても良いこととされています。

要配慮個人情報を収集・利用する際の注意点について

要援護者の把握に取り組まれている自治会では、避難の際等に配慮すべき情報等を取得・利用していることがあると思います。

その際に収集する「障害」や「病歴」等に関する情報は、「要配慮個人情報」にあたることにご留意ください。

こうした要配慮個人情報は、あらかじめ本人の同意なく取得してはいけません。（平成29年5月29日までに取得しているものは、改めて同意をとる必要はありません。）

◆要配慮個人情報とは？

人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等のことです。

こんな時は？・・・

ご本人が病気や寝たきり等の状態で、直接本人と話をすることができず、御家族から要配慮個人情報にあたる情報を聞き取る場合は、「御家族からお聞きしてもよいか御本人に確認してもらえますか」と本人の同意を得るよう依頼するなどといった対応が考えられます。

「個人情報取扱方法」に、要配慮個人情報について、「要配慮個人情報は本人の同意を得て取得します。」など、記載しておくといいでしょう。

個人情報取扱方法（参考例）

各自治会の活動内容や実情に応じて、取得する情報の範囲、情報を利用する目的、管理方法、廃棄する時期、情報の提供先など、どう定めるかみんなで話し合って決定しましょう。

【参考】個人情報取扱方法（例）

〇〇自治会個人情報取扱方法

制定 〇年〇月〇日

改正 〇年〇月〇日

（目的）

第1条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 〇〇自治会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とします。

（取扱者）

第5条 〇〇自治会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定する）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「〇〇自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

（1）会費の請求、管理、その他文書の送付など

（2）会員名簿の作成及び会の区域図の作成

（3）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（4）災害等の緊急時における支援活動

（5）災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

（管理）

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

（1）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

（2）法令に基づく場合

（3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（4）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

（開示）

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求

があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 ○○自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、○○とします。

(附則)

この規約は、○○年○月○日から施行します。

○個人情報の保護に関する法律（抜粋） （平成15年5月30日）
（法律第57号）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（平27法65・追加）

（第三者提供を受ける際の確認等）

第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報

報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平27法65・追加)

(開示)

第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

- 3 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(平27法65・旧第25条繰下・一部改正)

会員名簿作成協力依頼文（参考例）

〇〇年〇月〇〇 日

〇〇 自治会の皆様へ

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

会員名簿作成のご協力について

〇〇の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、自治会活動に御理解、御参加をいただき、誠にありがとうございます。

さて、〇〇自治会では、会の活動及び運営を円滑に行うために、自治会員名簿を作成しております。この名簿は、自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用するために作成するものです。

なお、当自治会では、〇〇自治会個人情報取扱方法に基づき適正に個人情報を取り扱うこととしており、ご記入いただいた情報は、上記の目的以外で、使用したり第三者に提供したりすることはありません。

趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

〈御提出方法等〉

- 1 記入方法 下記調査票に必要事項を記入してください。
- 2 提出方法 調査票を切り取り封筒に入れ、各班長（組長）に提出してください。
- 3 その他 記載事項に変更があった場合は、速やかに個人情報管理者までご連絡ください。

——切り取り——

調 査 票

名 前 ()
住 所 ()
電話番号 ()

自治会加入申込書記載例【参考】

〇〇年〇月〇〇 日

〇〇 自治会長 あて

〇〇自治会加入申込書

私は、〇〇自治会に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。
なお、下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。

住 所	〒 〇〇〇〇 瑞穂市
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

○個人情報の取扱いについて

- ご記入いただいた個人情報は、自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。
- いただいた情報を会員名簿に記載します。掲載したくない項目がある場合はご相談ください。
- 当自治会では、自治会活動と〇〇校区連合会の活動を連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、〇〇校区連合会に会員名簿を提供することがあります。
- ご記入いただいた情報は、上記の目的以外で使用したり、あらかじめ御本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

個人情報第三者提供記録簿【参考】

名簿掲載個人情報の第三者提供記録簿

提供日	年 月 日	
提供する相手方 (申請者)	氏名	例 ○○自治会○○班 班長
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供理由	例) ○○自治会○○班の会員間の連絡を円滑に行うため	
情報提供する 対象者	例) ○○自治会名簿に掲載している○○班全員	
提供した情報	例) 名前・住所・電話番号	
★本人の同意	例) 本人同意済(○年○月)	

★…本人の同意による第三者提供の場合。

注意) 個人情報を本人以外の者(第三者)に提供する際は、あらかじめ本人の同意が必要です。

注意) この記録は原則3年間保存しておく必要があります。

◆次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・名簿などで整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を提供する場合
- ・県、市役所、区役所に提供する場合
- ・法令に基づく提供の場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・個人情報の取扱いを委託する場合(宅配業者など)

第三者からの提供個人情報受領記録簿（例）

名簿掲載個人情報の受領記録簿

提供日	年 月 日	
提供者	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供者が情報を取得した経緯	例）本人から提出を受けた申出書に記載	
個人情報の対象者	例）〇〇〇〇さん	
提供された情報	例）名前・住所・電話番号	
★本人の同意	例）本人同意済（〇年〇月）	

★…本人の同意による第三者提供の場合。

注意）この記録は原則３年間保存しておく必要があります。

◆次のいずれかに該当する受領の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・名簿などで整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を受領する場合
- ・県、市役所、区役所から受領する場合
- ・法令に基づく受領の場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・個人情報の取扱いを受託する場合

個人情報 Q & A

- ① 一軒ずつ回って個人情報を集めることが大変なので、回覧板に名簿をつけて記入してもらうことについては問題ないでしょうか。

本人が他人に見られるのを承知で記入するのであれば問題はありませんが、容易に他の人に情報が見られてしまう方法は、法の主旨から好ましいものではありませんし、自治会の個人情報の管理体制にも不信感を持たれてしまう可能性もあるので、お勧めではありません。

この方法での個人情報の収集に同意できない場合は、記入する必要がない旨明記する必要があります。

- ② 災害時に備えた名簿を作りたいのですが、教えてくれない方が多くなりました。どうしたらよろしいか。

個人情報保護法は、「情報を出してはならない」という法律ではありません。個人情報の使用目的を明確にし、自治会で決めたルールに則って、安全管理対策に努め、適正に管理していることをご説明いただくことにより、会員の理解を得られるように進めていただくことが大切です。

また、災害時に、自治会で支援・救護活動を行うための情報であるとともに、自治会活動は、自分の命と財産を守るものであることについても理解してもらいましょう。

災害時はお互い様です。誰もが年齢を重ねます。遠慮なく助けてと言える自治会でありたいです。

- ③ イベントの際の写真が自治会だよりに掲載したいのですが、注意点はありますか。

写真を撮る場合は、事前にその旨を周知するとともに、カメラマンは腕章を付け、撮影していることが分かるようにします。また、撮影に合わせて自治会だよりに掲載する旨の同意を取ります。

顔が分からないように遠方から撮影する、後姿を取るなどの工夫も必要になる場合があります。